

## 令和7年 第3回沼田町議会定例会 会議録

令和 7年 9月 19日 (金)  
午後 4時 00分 開 会

### 1. 出席議員

議 長 10番	小 峯 聰	議員	1番	畠 地 誉	議員
2番	篠 原 曜	議員	3番	鶴 野 範	議員
4番	久 保 元 宏	議員	5番	三 浦 実 希	議員
6番	伊 藤 淳	議員	7番	長 野 時 敏	議員
8番	大 沼 恒 雄	議員	9番	上 野 敏 夫	議員

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山 茂	君 教 育 長	三 浦 剛	君
監査委員	高 田 敦	君 農 業 委 員 会 長	中 村 宗 寛	君

### 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史	君 総務財政課長	小 玉 好 紀	君
産業創出課長	岡 田 敏 行	君 農業推進課長	前 田 昌 清	君
住民生活課長	亀 谷 良 宏	君 建設課長	瀧 本 周 三	君
保健福祉課長	荒 川 幸 太	君 和風園園長	山 下 広 大	君
旭寿園園長 (なごみ施設長)	安 念 昌 典	君		

### 5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

### 6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薫 太 君

### 7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 按 田 義 輝 君 書 記 高 橋 愁 人 君

## 8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
議案第 5 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 8 号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 9 号	沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 0 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 6 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 6 2 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 6 3 号	沼田学園児童生徒用タブレット端末共同調達業務委託の請負契約について
議案第 6 4 号	令和 7 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 6 5 号	令和 7 年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意 第 3 号	教育委員会教育長の任命について
同意 第 4 号	教育委員会委員の任命について
議案第 6 6 号	令和 7 年度沼田町一般会計補正予算について
陳情 第 3 号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について
意見案第 3 号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

---

(開会宣言)

○議長（小峯聰議長）ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聰議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、伊藤議員、7番、長野議員を指名いたします。

---

(一般議案)

○議長（小峯聰議長）日程第2、議案第57号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第57号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものでございまして、国家公務員の制度に準じて、現在、定められている部分休業制度の拡充を行うものでございます。主な改正点としましては、これまで育児に関する部分休業については、1日につき2時間の範囲内とされていたところですが、これに加え、1会計年度につき10日間相当の範囲内で取得することができるという項目が追加され、職員はいずれかを選択することができるようになり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするという目的の下、国の改正基準に沿った形で改正するものでございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第57号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聰議長）日程第3、議案第58号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第58号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、先ほど議案第57号でも触れました、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に関連するものでございまして、妊娠・出産等の際に、職員から勤務時間、休暇等について申出があった場合は、その対象者の意向に配慮するなど、仕事と育児の両立支援に関する職員の意向確認等の措置を講ずることが定められたことから、これに関する項目を明記し、職員の勤務環境を整えることを目的として、国の改正基準に沿った形で改正するものでございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第58号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

### （一般議案）

○議長（小峯聰議長）日程第4、議案第59号、沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第59号、沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。現在、全国の地方公共団体において、情報システムの統一・標準化に向けた取組が進められておりますが、その中で、例えば沼田町に土地を持っているものの、他の町に住んでいて住民票が沼田町にはない方、こうした方は住登外者と呼ばれておりますが、こうした方々の情報は、これまで各部署での共有がされていない状況でしたが、これをマイナンバーを活用した中で管理し、地方公共団体内で共有・連携することで、それぞれの部署で必要となる情報を円滑に取得する体制を取ることが可能となるよう、国が示している内容に基づいた形で改正するものでございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）大沼です。課長、今の説明になったのは、行政の中での共有と。だけど、例えば、土地を持っている人のものを共有して役場の業務を図ることはいいんだけど、個人情報の関係でいったら、その部分というのはまずくないですかということをちょっと聞きたいんだけど。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）今、マイナンバーで管理されている部分で情報、例えば、役場で共有する情報というのは既にあるんですけども、それはもちろん役場外には出さない個人情報ですので、それと同じ扱いになります。ですから、それを町外に出すとかそういったことは、情報共有する方にいって個人情報を出すことはないです。それは禁止されていますので。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）個人情報で出すんじゃなくて、個人情報の取扱いとしてまずくないのかという話です。例えば、個人の財産をマイナンバーで管理する、それは分かるんだけれど、でも、個人の財産を行政といいながらねという話。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）ごめんなさい。私、今、土地の関係を持っている人で住んでいない方という証言をしたので、土地の財産ということで取ったと思うんですけども、そうじゃなくて、沼田町に住んでいなくても沼田町の、例えば、固定資産を持っている方の固定資産情報ということではなくて、その方の情報、固定資産の情報ということではなくて、そういう方々の情報についても今まででは取扱いできなかつたんですけども、現在、沼田町に住んでいる方の情報というのは、沼田町内で共有されている情報がありますよね。それと同じように、沼田町に住んでいなくても、その方が沼田町に何らかのそういった土地を持っていたりとか、そういった沼田町に帰属するものを持っていれば、そういう方の情報は共有できるよということです。

○8番（大沼恒雄議員）ちょっと意味が分からぬ。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）一応、マイナンバー利用の幅を広げるということの今度は改正なんですけれども、今、沼田町内で住んでいる私の情報は、税情報とかそういった情報、例えば、国民保険じゃないんですけど、国民健康保険の情報とかそういったものが役場内に共有されています。そういうものが共有されている部分があります。そういう情報を町外に住んでいる方についても、沼田町にそういう土地を持っていたりとか、そういう関係する部分の閲覧については、その情報を今まででは担当部署でしか共有できなかつた、説明が難しいな、何て言えばいいのかな、難しい。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）課長、ごめんね。自分の勘違いなら勘違いでいいんだけど、

ちょっと個人の財産、それは土地であろうと、何であろうと、個人の財産はマイナンバーを登録している人は、例えば見ることができると、それは、固定資産台帳にでも載っている人は分かっているし、見ることができる。だけど、例えば、沼田に土地を持っていてよそに住んでいる人がいたって、それは沼田の固定資産をかけるだけあって、その方がどこにいても別に問題ないわけですよね。それをなぜマイナンバーで調べないとならないのかというところが、逆に言えば、分からなくなるんだけれど、それは行政の中でそういうことをしたとしても、個人の持っている財産をマイナンバーで縛りつけていくような感じがしてくるんだけれど、それはちょっと考えすぎですか。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）おそらくマイナンバーについては、これからどんどん共有というか、マイナンバー自体に共有できる情報というのがどんどん登録されていくことになると思うんですが、最終的には、例えば、今はそうじゃないかもしれませんけども、マイナンバーの独自利用ということで、例えば、沼田町で独自にマイナンバーの情報を取り入れて、沼田町独自に取り入れる情報といいますか、そういうしたものも、今後、取り入れられてくるというふうになってくるんですけども。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）でも、それは個人情報の観点から言ったら、ちょっと逆行しているように感じるんだけれど。例えば、マイナンバーはもう今、義務づけはされていないんだよね、マイナンバー自体は。篠原さん、どうだっけ。

○2番（篠原暁議員）カードの話とは別です。

○8番（大沼恒雄議員）いや、マイナンバー自体。

○2番（篠原暁議員）マイナンバーは必ず全員がついているんですよね。

○8番（大沼恒雄議員）ついているのかいもう。

○2番（篠原暁議員）カードは要らない。

○8番（大沼恒雄議員）カードが要らない。ごめんなさい。ただ、その話の中で、マイナンバーの番号の中に、でも、例えば5,000人規模の中で個人情報というのは今まで必要なかったけれど、今、1人、2人の中から個人情報というのは、たしか必要になったと思うんだけれど、今、行政がやろうとしていることは、その個人情報を行政側で把握しますよと言っているふうにしか聞こえないんだけれど、そういうことではないんですか、ちょっと懸念があるんだけれど。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）個人の情報として、今、言われるとおり、個人情報を役場の業務内で共有するということです。

○ 8番（大沼恒雄議員） だよね。 はい。 議長。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 大沼議員。

○ 8番（大沼恒雄議員） だから、個人情報を役場の中で共有するのは、行政的なメリットはあるけれど、個人情報を扱うという観点では間違ってませんかという質問をしたいんだけど、そしたら。 間違ってないのかい、ならいいんだけど、外部に流れたらもっと大変な話になるから。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。

○ 議長（小峯聰議長） 総務財政課長。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） 今、言われるとおり、個人情報ということなど取扱いが非常に難しい部分はあるんですけども、今現在、役場の中で共有する部分については、問題はないと思います。ただ、これが外に出たりするのは問題あるので、そこで別にあるのが、個人情報の保護法といいますか、そういうしたものに守られている部分があるんですけども、役場の業務上で必要なものについては、役場の業務内の中でその個人情報をマイナンバーで、それで確認できるという方法が取られるということで、それは国の法律に基づいたといいますか、決してそれを個人情報に関する法律を違反してつくるものではないので、それは許されるものだと思います。

○ 8番（大沼恒雄議員） はい。 議長。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 大沼議員。

○ 8番（大沼恒雄議員） 課長、だとしたら、ナンバーでもって、役場の例えば行政の職員さんが目的以外に使う可能性というのは、ないとは言いながら出てくる可能性というのはあるよね。 そしたら、そこの防止というのは、今後、どういうふうに例えばしていけるものなのか、していくものなのか。

○ 3番（鵜野範之議員） 何に活用するのかだね。

○ 8番（大沼恒雄議員） だから、今、鵜野議員からも言われたんだけど、何に活用するかという方向性が、逆に言えばよく分からないんで、役場の業務のやり取りの中での話は分かるとしても、でも、そのマイナンバーを使って、個人情報を何に利用していくのかというのが分からぬといいう部分はどうですか。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 総務財政課長。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。 議長。 何に活用していくのか分からぬといいうのは分かります。 これも何に活用するからこういう改正をしろといいうのじゃなくて、そういう活用の仕方ができるようにするために土台をつくるので、こういった法律の改正をしなさい、条例の改正をしなさいと国から指示が来ているものなので、これ、改正したからこれをこういうふうに使いなさいとか、具体的なものが指示が来ているわけではない。

○ 8番（大沼恒雄議員） ただ、そういうふうにしていって。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 総務財政課長。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） そうです。今後、先ほどちらっと話したマイナンバーの使い方を広げていくことによるために、広げていくための土台というか、そういうものをつくるために、例えば、将来的に町が町独自にマイナンバー情報を使うとか、そういうときに条例違反にならないように、それを広げて、その底辺になる、肝になるのは条例ですから、それをそういう形で使えるような形で、それを取れるように条例改正をしなさいという趣旨での今回改正というふうに取られて結構だと思います。

○ 8番（大沼恒雄議員） はい。 議長。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 大沼議員。

○ 8番（大沼恒雄議員） そうしたら、例えば、個人が亡くなりました。遺族の方が戸籍を取らないとならない。マイナンバーで戸籍を取ることも可能になってくるってこと。それは全然別ですか。今まででは、戸籍を取るのに各市町村に行かないと取れなかつたんですよ。だけど、例えば沼田の役場に来てマイナンバーを整理したら、この人の戸籍は沼田で全部取れますという形になるんだったら、物すごく便利な部分もあるのかなと思うけれど、そういう話ではないのかな。そういう話になってくるんですか。それはどうですか。そこまでは考えられてないのか。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。

○ 議長（小峯聰議長） はい。 総務財政課長。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） おそらく今はそうはなってないはずなんですけども、将来的にはそうなってくるんじゃないかという予想はしています。マイナンバーは多分そういう目的といいますか、広がりは多分これからどんどん広がっていくと思うので、今、大沼議員言われたような使い方といいますか、そういうことは使えるようになる可能性は十分あると思います。今はないです。

○ 8番（大沼恒雄議員） 今はないけど、これからあるだろうと思われるということで。分かりました。いいです。

○ 議長（小峯聰議長） ほかに質疑はありませんか。久保議員。

○ 4番（久保元宏議員） 例えばの質問なんですけれど、固定資産税、沼田町に土地を持っていて、札幌とか、白老とか、ほかのところにも土地を持っている人が、今では、役場の方は町内の固定資産に関してはすぐ分かったけれど、飛び地のところは分からなかつたけれど、マイナンバーによって分かると、そういうようなことを今回の条例でスムーズにしたということなのか、それは私の勘違いなのか。

○ 総務財政課長（小玉好紀総務財政課長） はい。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）そういうことです。

○4番（久保元宏議員）ありがとうございます。

○議長（小峯聰議長）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第59号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

### （一般議案）

○議長（小峯聰議長）日程第5、議案第60号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第60号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。以下、朗読を省略し、提案理由を申し上げます。江差町・上ノ国町の学校給食組合が令和7年3月31日付で解散したことに伴い、北海道市町村職員退職組合規約、別表（2）の表を変更する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第60号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

### （一般議案）

○議長（小峯聰議長）日程第6、議案第61号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聰議長）総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第61号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。北海道市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約。以下、朗読を省略し、提案理由を申し上げます。先ほど議案第60号でも御説明いたしましたが、江差町・上ノ国町の学校給食組合の解散による脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約、別表第1及び別表第2を変更する必要が生じたことから、本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日でございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第61号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聰議長）日程第7、議案第62号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第62号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。以下、朗読を省略し、提案理由を申し上げます。こちらにつきましても、先ほどの議案第60号及び61号と同様に、江差町・上ノ国町の学校給食組合の脱退に伴い、当該規約の別表第1を変更する必要があるため、本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日でございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第62号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聰議長）日程第8、議案第63号、沼田学園児童生徒用タブレット端末共同調達業務委託の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）議案第63号、沼田学園児童生徒用タブレット端末

共同調達業務委託の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。記。1、契約の目的、沼田学園児童生徒用タブレット端末共同調達業務委託。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、1,160万9,840円。4、契約の相手方、旭川市、大丸株式会社道北支店。5、内容、i Pad本体及び附属品（MDM、本体カバー、タッチペン、保護フィルム）167台の購入、設置据付作業一式を含みます。6、工期、本契約締結通知日から令和8年3月31日まで。令和7年9月18日提出。町長名でございます。提案理由について説明いたします。本契約は、沼田学園小中学校の全児童生徒が使用しているタブレット端末を更新するものであります。また、本件は、北海道が本年3月に執行した令和7年度学習者用コンピューター共同調達事業を一般競争入札によって落札した業者と道内の各市町村がそれぞれ同社担当エリアの支店と契約を締結することで、効率的な端末導入を目指したものであります。本町においては、国のGIGAスクール構想により、令和2年度からタブレットを購入し、学校のICT環境をいち早く整備してきたところですが、約5年が経過し、既存のタブレットでは処理性能や動作の不安定が進んでいるため、今後、安全にネットワークを活用するためには、新機種への計画的更新が不可欠であることから、補助金を活用して最新機器を購入するものであります。以上、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）今回のこのタブレットの入札に関して、やっていること自体は悪くはないと思うし、子供たちのことを思うといいんだけど、ただ、この入札の仕方が、勘違いなら言ってくださいね、北海道が執行した共同調達なんだよね。それで、共同調達に何で各市町村のこれ、それぞれ契約を締結した、締結するのは構わないんだけど、どうしてこの場で入札になってしまふんですか。そこがよく分からぬ。その説明を求めます。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）今回のこの共同調達については、まず、この共同調達の趣旨については、やはり今回、全国的に一斉に補助金を活用してこのタブレットを導入する市町村が非常に多ございます。そこで、北海道もこのスケールメリット、それから費用の削減、あるいは、何といっても専門性、ノウハウも含めて一括共同調達することによって、これらが確保されるだろうということで共同調達、北海道で一

括実施してございます。これは、ほかの市町村もほとんど参加しております。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）趣旨は分かります。言ってるのは、北海道がことと締結して入札をしたのであれば、北海道は各市町村にこれだけの部分で167台分、何ぼかかりますよって、歳入歳出だけで済む話だと思うんだけど、これをなぜ、ここで入札しないとならないんですかということを聞いてるんです。分かりますか意味。各市町村がここで契約を締結してるんでしょ。契約締結してて、何で入札が必要になっているの。これは締結したときの入札なのか、それならそれでいいんだけど、それは議会承認がいるかもしれないけれど、ただ、北海道が入札して、各市町村が締結して、これ間違ったら官製談合みたいなもんだよというふうに思われるんだけど、その辺は感じません。それとも、これで趣旨がいいからそれでいいという考え方だったんですか。その辺、ちょっと課長教えてもらっていいですか。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）すいません。ちょっと私の捉え方が間違ってるかもしれません、北海道で一般競争入札を行っております。したがって、各市町村については、その一般競争入札、共同調達に同意しておりますので、それに基づいて契約をするだけというふうになっております。こちらは理解していただけるでしょうか。ですから、沼田町で入札はいたしません。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）そうしたら、北海道で入札することに各市町村が同意をして、北海道に任せたという話ということでいいんですか。今回の入札の資料は北海道で落ちて、私たちが167台だからそれを割り振りした形でこうなったという意味ですか。だとしたら締結してるんだったら、北海道は167台分を道支出で出す、沼田町に北海道をよこせばいいだけで、沼田はお金をやればいいだけの話じゃない。ここに何で入札書が出てくるのかがちょっと分からなかつたんですけど。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）すいません。説明の仕方が悪いのかもしれません、入札の執行は北海道のほうで終わっております。したがって、各自治体は請負契約の議決になります。ですので、北海道のほうで一括共同調達、そのスケールメリットを生かしてやってございますので、各市町村は請負契約、この700万以上の契約です

ので、議会の議決に付する必要があるということで、今回かけております。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）そうしたら、北海道と請負契約じゃなくて、あくまで業者さんと請負契約を各市町村でしてくださいという道からの丸投げみたいなもんなんだ、丸投げと言ったら悪いけど。そういう形で契約をしたということですね、そうしたら、ということでいいですか。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）北海道の丸投げということにはなりませんけども、共同調達は北海道で、契約は各市町村でということになります。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）ちょっと分かりづらい議案になってましたことをおわび申し上げますが、今、申し上げたとおり、この中で一般的に議会に付す工事契約と同じように、契約の方法が一般競争入札という表現があったり、その中で資料のほうでは大丸株式会社であって、こちらでは道北支店だとか、そういう意味でちょっと分かりづらい議案だったというところは、事務的にちょっとおわび申し上げまして、今ほど御理解いただいたというふうに思っておりますが、基本的に、北海道のほうで一括購入の入札行為をして、あとは、各町が業者さんと契約をさせていただくということで、ちょっと表現が分かりづらかった部分があったなという部分で、おわび申し上げたいと思います。申し訳ないです。

○議長（小峯聰議長）ほかに質疑はありませんか。久保議員。

○4番（久保元宏議員）課長のほうから、5年経過したので不具合が出てきましたというお話をされたんですけど、現在、何台、沼田町では児童生徒に導入済みで、その中で不具合があったのが何台なのか。それと導入したときにメーカーさんから提案があった使用期限、何年までは安心して使えますよ、これ以上は無理ですよというような購入時の契約の説明があったのか、その3つを教えてください。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）現在、小中学校で約160台ございます。今回購入する台数とほぼ同じでございます。御存じのとおり、小中学校で今、百三十数名おりますけれども、予備で30台ということで持ってまいりました。そこで、現在5年たちまして、不具合になっている台数、全く使えないのは数十台あると聞いています。ちょっと細かい数字はまだ押さえておりませんけども、何十台かは不具合が出てい

ると。ただ、普通に使っているタブレットもかなり動作環境が鈍くなったり、それから、一番不具合が出ているのはやはりバッテリーでございます。どうしてもこのバッテリーというのは劣化するものであります、これが非常に5年たつとかなり劣化していると。したがって、この業者から何年使えるかというところも、もちろん普通の備品ですと5年から7年というふうに言われていますけれども、この5年のタイミングで替えるのが一番よろしいかというふうに判断しております。以上です。

○4番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聰議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）B&Gプールの損傷があったときにも、早めに交換したほうがいいじゃないかと議論させてもらったので、早め早めに不具合が出る前に交換することはいいことだと思うんですが、じゃあ、残った160台をどうするかということですね。下取りをするのか、全く不具合ないものを例えば高齢者の方とか社会教育に自由に使ってもらうのか、メルカリに売るのか、もしくは破棄するのか、そこを含めてこの事業提案があったのか教えてください。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）いわゆる再利用できないのかという話になるかと思います。やはり今ほど言いましたように、動作不良が起きておりますので、その動作不良、それから危険がやはり心配されますので、この使ってたものを一般の方やほかのところに回すということ自体は、非常に恒常に利用するには向きだというふうに考えています。ですので、もし再利用とするとしても、学校の予備機として校内で保管したり、あるいは、もし一般の方やそれから図書館、そういったところで学習用として使う場合、それは限的な利用になるということです。つまり、閲覧用専用であったり、それから会議の資料を見るもの、軽作業であれば再利用は可能かというふうには考えています。ただ、そこについては、今、検討中でございますので、今後検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（小峯聰議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第63号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

### （一般議案）

○議長（小峯聰議長）日程第9、議案第64号、令和7年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第64号、令和7年度沼田町一般会計補正予算について。令和7年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。会議資料の05—1番、令和7年度沼田町一般会計補正予算（第2号）の2ページを御覧ください。令和7年度沼田町一般会計補正予算（第2号）。令和7年度の沼田町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,831万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,563万5,000円と定める。2項、省略させていただきます。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。令和7年9月18日提出。町長名でございます。11ページを御覧ください。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費545万円の増額補正でございますが、10節需用費75万円、11節役務費356万円の増額補正につきましては、窓つき封筒の購入及び郵便料の増加に伴うものでございます。13節使用料及び賃借料114万円の増額補正につきましては、公用車に係るテレビ受信料でございまして、現在、公用車のうち11台に搭載されておりますカーナビに係る受信料を過去に遡り納める必要があることから、これに係る所要額を補正するものでございます。3目OA管理費、12節委託料108万4,000円の増額補正ですが、現在使用しております障がい者福祉システムにつきまして、就労選択支援などの新たなサービスを加えるなどの改修等を行う必要があることから、改修に係る所要額を計上するものでございます。なお、財源につきましては、システム改修の内容に伴い、記載のとおり2つの補助金に分かれており、事業費に対しまして2分の1の国庫補助となってございます。16目公共交通事業費、18節負担金補助及び交付金229万円の増額補正ですが、JRの代替交通として道北バスが運行するバス2台に装備するIP無線機といった機器類等に係る費用として補正計上するもので、沿線自治体がそれぞれ増額を負担するものでございます。なお、これらに係る財源につきましては、JR北海道からの支援金を充当す

ることとしております。19目移住定住応援費203万2,000円の増額補正ですが、こちらにつきましては、現在、地域おこし協力隊として任用しております映像クリエイト推進員1名が、11月30日をもって任期満了を迎えますが、これまでの実績を踏まえ、この方を引き続き集落支援員として任用することが町にとって有益であると考えられることから、その任用に係る所要額として、報酬、職員手当、共済費について補正増額するものでございます。なお、業務に必要な経費として、旅費、消耗品費のほか、次のページ、12ページになりますけれども、その上段、動画編集ソフトなどの使用を含む各種使用料、また、現状と同様に住宅料を助成するための費用を計上しております。24目ふるさと応援費2億5,000万円の増額補正ですが、こちらは、ふるさと納税件数の増加に伴う補正計上でございまして、6月定例会において、年度末見込みを10億としたところですが、現状の寄附状況を踏まえ、年度末での寄附金を15億と見込み、返礼品及び送料、また、ポータルサイト掲載手数料等について補正計上するものでございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費300万円の増額補正ですが、令和6年度に実施いたしました定額減税補足給付金不足額給付金について、給付金対象となる方の人数が増加したことを受け、その所要額を増額するものでございます。なお、こちらの財源は、全額国からの交付金となっております。4目障がい者福祉費、22節償還金利子及び割引料497万2,000円の補正計上ですが、令和6年度における障がい者福祉事業に係る各種事業の実績が確定したことにより、それぞれ返還金を計上するものでございます。2項1目児童措置費、令和6年度児童手当交付金国庫負担金返還金7万4,000円につきましては、需用費確定に伴い、国への返還金を計上するものでございます。13ページに移りまして、2目子育て支援費、22節償還金利子及び割引料201万円の補正につきましては、令和6年度の子育て支援に係る国庫負担金等の返還金を計上しております、養育支援、一時預かり事業などの実績に基づく返還金、また、障害児通所等支援費に係る返還金、さらに、出産・子育て応援交付金支給事業の実績に伴う返還金をそれぞれ計上するものでございます。4款衛生費、1項3目感染症予防対策費6万9,000円の増額補正ですが、感染予防事業として実施いたしました風疹抗体検査の需用費確定に基づき、国から交付されておりました補助金の返還金を計上しているものでございます。6目環境衛生費、12節委託料14万8,000円の増額補正につきましては、本年度、蜂の巣の駆除に係る出動回数が、例年に比べ非常に増えておりまして、今後、これに係る委託料が不足することが見込まれることから、増額補正するものでございます。8目沼田厚生クリニック運営費、18節負担金補助及び交付金5,997万6,000円の増額補正につきましては、行政報告にも記載しておりますが、指定管理に関する協定に基づきます令和6年度の損失助成でございます。なお、財源につきましては、地域医療確保安定化基金を繰り入れることとしておりま

す。2項2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金109万5,000円の減額補正ですが、町が支出する北空知衛生センターへの負担金の減額でございまして、本年度購入予定でありましたごみの運搬用コンテナ車の納車が令和8年度になることが判明したことから、先般の組合議会にて購入に係る予算の全額を減額補正し、債務負担行為を設定したことを受けまして、各自治体における本年度の負担がなくなつたこと、また、これとは別に、現在使用しておりますコンテナ車に修繕が必要な部分があることから、その修繕に係る費用を差し引いた額を減額補正するものでございます。14ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、18節負担金補助及び交付金529万円の増額補正ですが、農業後継者の経営を支援する事業であります経営継承・発展支援事業補助金について、該当者から機械購入に係る1件の申請があったことから、その補助金として100万円を補正計上するものでございます。その財源の2分の1は、国から一般社団法人全国農業会議所を経由して町に交付されることから、財源につきましては、国庫補助金ではなく、諸収入としております。また、農地利用効率化等支援交付金につきましては、北海道が実施しております補助事業でございまして、町を経由して対象者へ交付されるものであることから、北海道からの歳入429万円と同額を補正計上するものでございます。9目基幹水利設置管理事業費、10節需用費165万円の増額補正ですが、恵比島揚水機場の天井クレーンの一部が経年劣化により故障していることが判明したことから、その修繕に必要となる諸経費を補正計上するものでございます。なお、財源につきましては、財源内訳の欄に記載しておりますが、道からの補助金として99万円、受益者分担金として49万5,000円、それを差し引いた額につきましては、沼田町と北竜町が負担することとなっております。2項1目林業振興費、11節役務費8万2,000円の増額補正ですが、市街地に熊等が出没した際に市町村の判断で銃の使用が可能となる緊急銃猟制度が開始されましたが、これに伴いまして、市街地で発射された弾丸が建物等に損壊を与えた場合の保険として、緊急銃猟時補償費用保険料、また、猟友会や職員がけがをした場合の保険料として、鳥獣被害対策賠償責任保険に加入する費用をそれぞれ計上するものでございます。8款土木費、2項1目道路橋梁維持費につきましては、財源の振り替えでございまして、本年度購入を予定しております除雪ダンプの購入に対する国からの社会資本整備総合交付金の額が確定したことから、財源を過疎対策事業債に振り替えるものでございます。15ページを御覧ください。2目道路新設改良費でございますが、こちらも財源の振り替えでございまして、先ほど同様、町道沼田幹線源次橋の補修に対する国からの交付金の割当が確定したことに伴い、財源を過疎対策事業債に振り替えるものでございます。10款教育費、3項2目教育振興費委託料50万6,000円の増加補正ですが、こちらは中学生の部活動の送迎に係る費用でございまして、現在、部活動は近隣の学校との合同に

より行っていますが、他の町への送迎に関しては、沼田自動車学校との間で委託契約を結んでいるものの、その費用に不足が生じることが見込まれることから、その所要額を補正計上するものでございます。なお、送迎委託に関しては、旭川運輸支局から料金徴収をして実施するよう指示があったことから、1人片道100円という設定の下、その料金収入を本事業の財源の一部としております。4項2目社会教育推進事業費でございますが、こちらは、ふるさと資料館の解体に係るものでございまして、こちらの財源につきましては、当初から過疎ソフト事業債を見込んでおりますが、当初の予定より、過疎ソフトを活用できる金額的な枠が120万円ほど広がったことから、その財源を一般財源から振り替えをするものでございます。6目生涯学習総合センター費、12節委託料34万3,000円の増額補正ですが、こちらは、エレベーターに係る保守点検委託料が不足することが判明したことから、必要と見込まれる額について増額補正するものでございます。7目図書館費4節共済費及び10節需用費でございますが、本年7月末に会計年度任用職員が1名退職し、8月から新たに1名採用したことに伴い、共済組合への負担金に不足が生じることから、10節の消耗品を2,000円減額し、同額を共済費に充てるものでございます。8目町民会館費、10節需用費33万円の増額補正ですが、現在、町民会館の事務室に設置しております暖房機が経年劣化により作動しない状況であることから、これを修繕するための所要額を計上するものでございます。16ページを御覧ください。5項5目海洋センター費、10節需用費9万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、プールの建物の骨格となっているパイプの一部にひびが入っていることが確認されたことから、そのパイプの修繕に係る費用を計上するものでございます。12款諸支出金、1項5目ふるさとづくり基金費、積立金2億5,000万円の増額補正ですが、ふるさと納税の増加に伴い、今年度の寄附額を15億と見込み、係る経費を除いた額を基金に積み立てるものでございます。9ページにお戻りください。9ページ、歳入でございます。12款地方交付税1,759万7,000円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当してもなお不足する額について、地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。14款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金49万5,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました恵比島揚水機場の修繕に伴う受益者分担金、またその下、2項2目農林水産業費負担金3万3,000円につきましては、同施設の修繕に対する北竜町からの負担金収入となっております。15款使用料及び手数料、1項5目教育使用料3万円につきましては、部活動送迎バスの使用料として徴収する料金収入を見込むものでございます。16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出で説明いたしました、障害者福祉システムの改修に対する2つの国庫補助金、その下、2目民生費国庫補助金につきましては、歳

出で説明いたしました、定額減税補足給付金に対する国からの交付金、またその下、5目土木費国庫補助金につきましては、歳出で説明いたしました除雪ダンプの購入費、また、源次橋の補修の国庫負担分を整理し、予算計上をしております。17款道支出金、2項4目農林水産業費528万円の増額補正ですが、1節の基幹水利施設管理事業補助金99万円につきましては、歳出で説明いたしました恵比島揚水機場の修繕に係る道からの補助、またその下の農地利用効率化等支援交付金429万円につきましては、歳出6款で説明いたしました農地利用効率化支援交付金について、歳出と同額を補正計上するものでございます。19款寄附金5億円の増額につきましては、ふるさと納税を年度末で15億と見込み増額補正するものでございます。10ページを御覧ください。20款繰入金、1項4目ふるさとづくり基金繰入金9万9,000円につきましては、歳出で説明いたしました海洋センターの修繕に当たる財源として補正計上、またその下、17目地域医療確保安定化基金繰入金5,997万6,000円につきましては、沼田厚生クリニック損失助成金の財源として補正計上してございます。22款諸収入、4項4目過年度収入5万5,000円につきましては、令和6年における児童手当の支給実績を踏まえて国から交付される額を補正計上、また5目雑入279万円につきましては、JRの代替となるバスに装備する機器類に係るJRからの支援金、また、農業後継者が行う事業に対する全国農業会議所からの補正金50万円を計上しております。6目納付金221万3,000円につきましては、スコーレセンター等の運営管理に関する協定に基づき、指定管理者である第一竜亭から当期純利益の5分の1の額を納付金として町に収めていただくものでございます。23款町債、1項1目衛生費500万円の減額につきましては、歳出で説明いたしました北空知衛生センターが購入を予定していたコンテナ車の納入が令和8年度になるというふうに伴う補正減額、2目土木債2,760万円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました除雪ダンプの購入、また、源次橋の補修に係る借入額の変更による増額補正、5目120万円の増加補正につきましては、ふるさと資料館の解体に活用できる過疎ソフト債の額の変更に伴う補正計上でございます。次に、5ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。こちらは、沼田深川間運行用バス購入事業に係るもので、空知中央バスが新たに購入しますバス2台につきまして、本年度において購入契約を行い、令和8年度に納入、支出することを踏まえ、債務負担行為を設定するものでございます。続きまして、その下、地方債補正でございますが、それぞれ記載しております事業費の変更につきましては、先ほど説明したとおりでありますと、その内容に伴い、発行額を変更するものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）はい。ここで本日の会議につきましては、議案の審議が全て終

了するまで延長することを宣言いたします。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第64号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聰議長）日程第10、議案第65号、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第65号、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。会議資料の06-1、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算第2号の3ページを御覧ください。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）。総則。第1条、令和7年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、予算第2条第4号を次のように改める。（4）主な建設改良事業費8,904万6,000円。収益的収入及び支出。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益において799万4,000円を減額し、8,174万3,000円とし、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用において2,236万1,000円を減額し、1億3,504万6,000円とするものでございます。資本的収入及び支出。第4条、予算第4条本文中括弧書き中「272万6,000円」を「1,979万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、第2項工事負担金を設け799万4,000円とし、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費において2,506万1,000円を増額し、8,904万6,000円とするものでございます。令和7年9月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容

につきましては、現在、国により工事が進められております国道275号共成地区の防雪柵設置工事に関連し、必要となる水道管の移設を行っておりますが、施工内容及び施工規模から、維持補修同等の収益的収支予算から、新設移設による工事が資産の更新であることから、資本的収支予算に振り替えるものでございます。また、防雪柵の設置に当たり、新たな箇所で水道管移設の必要が生じたので、対象箇所の実施設計に係る費用を追加計上させていただくことが主な内容でございます。9ページを御覧ください。上段の収益的収入及び支出から説明させていただきます。収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、3目受託工事収益799万4,000円の減額計上及び収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目受託工事費2,236万1,000円の減額計上は、当初予算では国道275号線共成地区配水管移設補償工事及びその移転補償金として予算化しておりましたが、施工内容及び施工規模から維持補修同等の収益的収支予算から、新設移設による工事での資産を更新する資本的収支予算において措置することが適切であると判断し、それぞれ予算を振り替えるため減額補正するものであります。中段以降の資本的収入及び支出について説明させていただきます。資本的収入、1款資本的収入、2項工事負担金、1目工事負担金を設け799万4,000円の計上及び資本的支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備改良費、工事請負費2,236万1,000円の計上におきましては、先ほど収益的収入及び支出において説明しましたが、国道275号線の共成地区において実施する配水管の移設補償工事に関連する予算の振り替えを計上するものでございます。同目の委託料270万円の計上におきましては、防雪柵の設置に当たり、新たな箇所で水道管の移設の必要性が生じたので、令和8年度以降の移設工事に向けて、対象箇所の実績に係る費用を追加計上させていただくものでございます。以上、提案の説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第65号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 人 事 案 件 )

○議長（小峯聰議長）日程第11、同意第3号、教育委員教育長の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第3号、教育委員会教育長の任命についてであります、現教育長であります三浦剛氏の任期が、令和7年10月4日をもって任期満了となりますことから、以下の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。任命同意を求める方は、住所が沼田町南一条5丁目5番20号、生年月日は昭和41年12月11日生まれ58歳、氏名は三浦剛氏を御提案申し上げたいと思います。一貫連携教育沼田学園のより一層の推進と、沼田町の教育環境をさらに充実発展のために取り組んでいただきたく、人格、識見ともに優れた人物で、教育長として最適任であります。本日ここに再任として御同意を賜りたく御提案申し上げます。令和7年9月18日提出。沼田町長横山茂。以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。同意第3号は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

### ( 人 事 案 件 )

○議長（小峯聰議長）日程第12、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第4号、教育委員会委員の任命について。教育委員であります沼本綾氏が、令和7年9月30日で任期満了となることから、下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第

2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては、住所が沼田町旭町3丁目1番38号、氏名が寺木佳奈氏、生年月日は昭和56年5月20日生まれ44歳であります。略歴につきましては、最終学歴が平成23年3月に京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科を研究指導認定退学、同年4月、日本学術振興会に特別研究員として就職、平成24年3月に博士（地域研究の学位）を取得、その後、大阪大学外国語学部非常勤講師、京都府立大学非常勤講師などを歴任後、平成29年9月より、旭川工業高等専門学校非常勤講師、准教授を経て、平成30年11月より沼田町地域おこし協力隊に着任、令和3年4月からは合同会社木もく連を起業し、副代表として自伐型林業を営まれております。また、令和6年4月からは沼田町社会教育委員として、町の教育に関わりを持っておられ、保護者からの信頼も厚く、幅広い知識と経験を持たれている方で、沼田町の教育について意見をいただける方であると考えております。最も適任と認め、御提案申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。令和7年9月18日提出。沼田町長横山茂。以上、同意いただきますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。同意第4号は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後 5時08分 休憩

---

午後 5時09分 再開

---

#### （ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聰議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。町長より議案1件、議会より陳情1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第66号、令和7年度沼田町一般会計補正予算について、陳情第3号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について、以上2件を日程に追加する

ことに決定いたしました。

---

### ( 追 加 議 案 )

○議長（小峯聰議長）日程第13、議案第66号、令和7年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聰議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第66号、令和7年度沼田町一般会計補正予算について。令和7年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年9月19日提出。町長名でございます。会議資料の12-1、令和7年度沼田町一般会計補正予算（第3号）の2ページを御覧ください。令和7年度沼田町一般会計補正予算（第3号）。令和7年度沼田町の一般会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,618万5,000円と定める。2項を省略させていただきます。令和7年9月19日提出。町長名でございます。8ページを御覧ください。2款総務費、1項1目一般管理費、7節報償費55万円の補正計上でございます。こちらにつきましては、給料支払請求事件に係る弁護士経費を計上するものでございまして、旧会計年度任用職員から求められております給与支払請求に対応するものでございます。本町に送付された裁判所からの答弁書催告状によりますと、9月30日に、さいたま簡易裁判所に出頭することが求められており、早急に対応することが必要であることから、これに関する所要額を補正計上するものでございます。なお、財源につきましては、7ページ、こちらの歳入に記載しておりますとおり、地方交付税を充てることとしております。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第66号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

### （陳情の審議）

○議長（小峯聰議長）日程第14、陳情第3号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第92条の2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。陳情第3号について採決いたします。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後5時14分 休憩

---

午後5時15分 再開

---

### （議事日程の追加）

○議長（小峯聰議長）再開します。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択されました陳情に伴う意見案が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第3号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを日程に追加することに決定しました。

---

### （意見案の審議）

○議長（小峯聰議長）日程第15、意見案第3号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論

を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。意見案第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第3号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

---

### (閉会宣言)

○議長（小峯聰議長）以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和7年第3回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 5時17分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員

署名議員